

福岡県公報

平成23年 3 月 30 日
第 3 2 3 6 号

目 次

告 示 (第567号 - 第600号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 2
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 3
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 3
基本測量の終了	(県土整備総務課) 3
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
公共測量の実施	(県土整備総務課) 4
公共測量の終了	(県土整備総務課) 4
公共測量の終了	(県土整備総務課) 4
公共測量の終了	(県土整備総務課) 5
公共測量の終了	(県土整備総務課) 5
公共測量の終了	(県土整備総務課) 5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) 5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
青少年に有害な図書類の指定	(青 少 年 課) 6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 6
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) 6
救急病院等の認定	(医療指導課) 7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) 7
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) 7

都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) 8
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課) 8
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しよう とするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定の一部 改正	(公園街路課) 8
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
土地改良区の役員の退任	(農村整備課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 9
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 10
都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) 10
道路の区域の変更	(道路維持課) 10
道路の供用の開始	(道路維持課) 13
道路の供用の開始	(道路維持課) 13
道路の供用の開始	(道路維持課) 13
公 告		
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課) 14
大牟田川水系に係る河川整備基本方針	(河 川 課) 14
釣川水系に係る河川整備基本方針	(河 川 課) 14
城井川水系に係る河川整備計画	(河 川 課) 14
遠賀川上流圏域に係る河川整備計画	(河 川 課) 14
遠賀川下流左岸圏域に係る河川整備計画	(河 川 課) 14
福岡県国際文化情報センターの利用料金の承認 (県民文化スポーツ課)	 15
平成22年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課) 25
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課) 26
大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定に基づく承継の届出 (中小企業振興課)	 26
建築基準法に基づく総合的設計による一団地の区域の認定 (建築指導課)	 27

福岡県農業振興地域整備基本方針の変更 公安委員会	(農山漁村振興課)27
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)49
少年指導委員の委嘱 内水面漁場管理委員会	(警察本部少年課)52
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(水産振興課)55
ブルーギルの駆除推進水域の指定	(水産振興課)55
雑 報		
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)55
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)56
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)56
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)57
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)57
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)58
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)59
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)59
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)60
西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)60
西日本宝くじの発売	(財 政 課)61
西日本宝くじの発売	(財 政 課)61
西日本宝くじの発売	(財 政 課)62
西日本宝くじの発売	(財 政 課)62
西日本宝くじの発売	(財 政 課)62
西日本宝くじの発売	(財 政 課)63
西日本宝くじの発売	(財 政 課)63

告 示

福岡県告示第567号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 区域の名称 御徳二区
- 2 区域の所在地 鞍手郡小竹町大字御徳
- 3 土地の表示

次に掲げ番の土地に存する標柱番号1号から12号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と12号とを結んだ線に囲まれた区域

郡	町	大字	字	地 番	標柱番号
鞍手	小竹	御徳	口伝ヶ浦	1657番地先道路敷	1号
				1661番1	3号
				1680番1	4号、5号及び6号
				1673番9	7号
				1666番1	8号
				1663番4	9号
				1660番2	10号
				1659番1	11号及び12号
			雀堂	1877番7	2号

福岡県告示第568号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第460号北九州都市計画道路事業3・3・18号3号線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・3・18号3号線

2 事業施行期間

平成10年3月25日から平成27年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成20年3月福岡県告示第460号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成20年3月福岡県告示第460号の事業地に同じ

福岡県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第687号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（青山工区）の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（青山工区）

2 事業施行期間

平成12年3月6日から平成27年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第687号の事業地のうち西王子町並びに山寺町並びに青山二丁目及び三丁目内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第687号の事業地から青山二丁目を削る。

福岡県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福

岡県告示第688号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（穴生工区）の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（穴生工区）

2 事業施行期間

平成11年8月25日から平成26年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第688号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第688号の事業地に同じ

福岡県告示第571号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字夏吉607番9、607番10、607番12から607番27まで、614番2、617番1及び617番5から617番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区東公園7-7

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院

長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（一等磁気測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
豊前市	平成23年2月25日

福岡県告示第573号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市赤間西地区	平成23年3月17日から 平成23年3月30日まで

福岡県告示第574号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（数値撮影デジタル）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市、春日市、筑紫郡那珂川町、久留米市、筑後市、みやま市、大牟田市	平成23年3月3日から 平成23年7月1日まで

福岡県告示第575号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成23年3月2日

福岡県告示第576号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区大里元町	平成23年3月9日

福岡県告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡東区東田一丁目外	平成23年3月3日

福岡県告示第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
---------	-----------

北九州市門司区

平成23年3月10日

福岡県告示第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点・4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
田川市伊田地先	平成23年3月1日

福岡県告示第580号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成23年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人ライフワーク

(2) 代表者の氏名

松尾 憲親

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区南庄2丁目9番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本の雇用環境における求人をする事業者と求職者の双方にある問題点の解決を目指すことによって、若年者が希望を持てる職業の選択、女性の能力の活用及び高齢者の生きがいづくり等の雇用における支援事業を行い、良好で健全な雇用状況の創出を図り、快適な社会の創造及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

福岡県告示第581号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字金出字イタチベ3576番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字津波黒557番地1

古屋 敦

福岡県告示第582号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

種類	題 名	図書番号等	発行所	指定理由
----	-----	-------	-----	------

図書	1	実話時代4月号	雑誌15277 - 04	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話ドキュメント4月号	雑誌05267 - 4	株式会社竹書房	

福岡県告示第583号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字勝立字勝負坂443番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市筭原町1丁目10番地 筭原テラス4棟1号

野田 新子、野田 啓二

福岡県告示第584号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女市黒木町大淵字山中川内6244の2・6246の2（以上2筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第585号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院及び救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

病院及び診療所の名称	所在地	有効期間
宗像医師会病院	宗像市田熊5-5-3	平成23年4月1日から 平成26年3月31日まで
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院1-1-1	
医療法人光竹会ごう脳神経外科クリニック	筑紫郡那珂川町大字山田1150-1	
医療法人社団医王会朝倉健生病院	朝倉市甘木151-4	
田川市立病院	田川市大字糠1700-2	
町立芦屋中央病院	遠賀郡芦屋町幸町8-30	
医療法人健愛会健愛記念病院	遠賀郡遠賀町大字木守字江の上1191	

福岡県告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第411号那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

那珂川町

2 都市計画事業の種類及び名称

那珂川都市計画下水道事業那珂川公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月8日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第411号の事業地に、次の区域を加える。

那珂川町大字別所 字井尻原、字上の原、字井手口の一部

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第587号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年6月福岡県告示第1052号八女都市計画下水道事業八女市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

八女市

2 都市計画事業の種類及び名称

八女都市計画下水道事業八女市公共下水道

3 事業施行期間

昭和10年12月25日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成21年福岡県告示第1052号の事業地に、次の区域を加える。

八女市 本村 字深町、字柳、字野田及び唐人町北裏の各字の一部

本町 字古賀中の全部並びに字唐人町北裏及び字東唐人町の各字の一部

大島 字今屋敷の全部並びに字八反田、字黄緑、字深町、字上節句田及び字下節句田の各字の一部

納楚 字前田、字上前田、字牟田田、字万上田、字楠町、字船底、字錦、字赤氏、字高島の全部並びに字柳、字古納楚、字大坪及び字西鶴の各字の一部

馬場 字本町、字慈久母、字熊野の全部並びに字古賀中、字原出、字破須輪、字水洗、字小枝及び字北屋敷の各字の一部

津江 字高島及び本西ノ前の各字の一部

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1885号筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

筑後市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑後都市計画下水道事業筑後市公共下水道

3 事業施行期間

昭和10年10月23日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第589号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年10月福岡県告示第1886号瀬高都市計画下水道事業みやま市公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施工者の名称

みやま市

2 都市計画事業の種類及び名称

瀬高都市計画下水道事業みやま市公共下水道

3 事業施行期間

昭和12年9月22日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第590号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない町村の指定（平成18年7月福岡県告示第1310号）の一部を次のように改正し、平成23年3月30日から施行する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

表中の「二丈町、志摩町、大刀洗町、星野村」を「大刀洗町」に改める。

福岡県告示第591号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市瀬高町大江字上ヒハ2328、2329 - 1、2329 - 2、2330 - 1 から2330 - 3まで、2331 - 1、2331 - 3、2332 - 1 から2332 - 3まで、2333 - 1、2333 - 2 及び2333 - 4 並びに2335 - 1 の一部及び2336の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

みやま市瀬高町小川5番地

みやま市長 西原 親

福岡県告示第592号

福岡市金武吉武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

退任理事

氏名	住所
高木 勇雄	福岡市早良区飯倉4丁目37番6号

福岡県告示第593号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成17年10月福岡県告示第1933号行橋都市計画公園事業5・5・1号行橋総合公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように

告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

行橋市

2 都市計画事業の種類及び名称

行橋都市計画公園事業5・5・1号行橋総合公園

3 事業施行期間

平成17年10月14日から平成28年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成17年10月福岡県告示第1933号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第594号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第680号北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（岸の浦工区）の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・4・88号中央町穴生線（岸の浦工区）

2 事業施行期間

平成11年8月25日から平成25年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第680号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第680号の事業地に同じ

福岡県告示第595号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成19年3月福岡県告示第633号北九州都市計画道路事業3・5・128号臨港1号線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・5・128号臨港1号線

2 事業施行期間

平成12年3月10日から平成26年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成19年3月福岡県告示第633号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成19年3月福岡県告示第633号の事業地に同じ

福岡県告示第596号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成18年3月福岡県告示第684号北九州都市計画道路事業3・5・127号折尾中間線及び3・3・18号3号線の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 事業の種類及び名称

北九州都市計画道路事業3・5・127号折尾中間線及び3・3・18号3号線

2 事業施行期間

平成12年3月10日から平成26年3月31日まで

3 事業地

(1) 収用の部分

平成18年3月福岡県告示第684号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成18年3月福岡県告示第684号の事業地に同じ

福岡県告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延長(メ ートル)	備 考
	県 道	長 高 栖 橋 線	前	うきは市吉井町 八和田183番3 先から うきは市吉井町 八和田246番8 先まで	10.4 ~ 35.0	480.0	うち県道 吉井恵蘇 宿線重用 延長115. 1メー トル
			後	同上	10.4 ~ 35.0	314.5	
	県 道	江 筑 島 後 線	前	久留米市城島町 江島340番1先 から 久留米市城島町 江島326番7先 まで	5.0 ~ 19.4	137.0	

久留米	県道 二石森崎線	後	同上	5.0 ~ 22.0	137.0	
		前	小郡市八坂2305番先から久留米市宮ノ陣町八丁島2082番1先まで	8.4 ~ 8.5	140.0	
		後	同上	8.5 ~ 12.1	140.0	
	県道 一丁田久留米線 停車場	前	久留米市中央町2番48先から久留米市城南町3番19先まで	11.0 ~ 22.0	251.0	
		後	同上	11.0 ~ 22.0	251.0	
南筑後	県道 高山田川線	前	みやま市高田町舞鶴1146番1先からみやま市高田町舞鶴591番1先まで	12.8 ~ 20.5	218.6	
		後	同上	12.8 ~ 28.0	218.6	
		前	京都郡苅田町磯浜町一丁目17番1先から京都郡苅田町大字南原2085番1先まで	17.0 ~ 29.5	2,441.5	うち一般国道10号重用延長1544.2メートル、県道苅田港線重用延長232.0メートル

京 築	県道 門司橋線	前	同上	40.0 ~ 64.2	1,211.1	
		後	同上	40.0 ~ 64.2	1,211.1	
	県道 須磨園南原線 曾根	前	京都郡苅田町大字下片島1197番1先から京都郡苅田町大字下片島1142番2先まで	11.0 ~ 13.5	189.0	
		後	同上	11.0 ~ 28.4	189.0	
	県道 山行口橋線	前	京都郡苅田町大字上片島1748番1先から行橋市行事七丁目535番5先まで	4.4 ~ 32.5	1,802.2	
		後	同上	4.4 ~ 32.5	1,802.2	
		後	同上	9.0 ~ 100.0	2,222.1	うち一般国道201号重用延長101.0メートル、県道須磨園南原曾根線重用延長1131.3メートル

八 女	県 道	山 行 口 橋 線	前	京都郡苅田町大字上片島2198番1先から 京都郡苅田町大字上片島2222番2先まで	7.0 ~ 13.1	121.0	
			前	同上	7.0 ~ 9.0	124.3	
			後	同上	7.0 ~ 13.1	121.0	
	一 般 道	442 号	前	八女市矢部村矢部564番1先から 八女市矢部村矢部398番1先まで	7.4 ~ 20.0	841.0	
			前	八女市矢部村矢部564番1先から 八女市矢部村矢部105番先まで	7.5 ~ 14.0	965.0	
			後	八女市矢部村矢部492番4先から 八女市矢部村矢部398番1先まで	7.4 ~ 14.0	307.0	
後	八女市矢部村矢部564番1先から 八女市矢部村矢部105番先まで	7.5 ~ 14.0	965.0				

北九州	県 道	宮 遠 田 賀 線	前	遠賀郡遠賀町大字木守2151番1先から 遠賀郡遠賀町大字木守1204番1先から	15.0 ~ 20.4	220.8
			後	同上	15.0 ~ 20.4	220.8
	県 道	遠 賀 宗 像 線 自 転 車 道	前	遠賀郡岡垣町大字原17番19先から 遠賀郡岡垣町大字原670番10先まで	3.0 ~ 36.5	430.0
			後	遠賀郡岡垣町大字原17番19先から 遠賀郡岡垣町大字原693番1先まで	3.0 ~ 36.5	616.5
飯 塚	一 般 道	200 号	前	飯塚市桑曲161番1先から 飯塚市桑曲174番3先まで	15.2 ~ 35.0	87.0
			後	同上	15.2 ~ 46.0	87.0
直 方	一 般 道	211 号	前	嘉麻市牛隈1934番1先から 嘉麻市牛隈1942番3先まで	7.4 ~ 8.8	160.0
			後	同上	11.6 ~ 17.8	160.0
直 方	県 道	新 植 延 木 線	前	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字新北2755番3先まで	10.0 ~ 20.0	610.0
			後	同上	10.0 ~ 24.0	610.0

福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	江島線 筑後線	久留米市城島町江島321番1先から 久留米市城島町江島196番9先まで
南筑後	高山田線 山川線	みやま市高田町舞鶴1146番1先から みやま市高田町舞鶴591番1先まで
京 築	496号	京都郡みやこ町犀川下伊良原1923番8先から 京都郡みやこ町犀川下伊良原2032番先まで
	496号	行橋市大字福富1353番3先から 行橋市大字福富915番6先まで
	吉富線 本耶馬溪線	築上郡上毛町大字原井148番3先から 築上郡上毛町大字原井241番先まで
北九州	黒山線 広渡線	遠賀郡遠賀町大字鬼津1538番7先から 遠賀郡遠賀町大字島門4453番1先まで
	遠賀線 宗像線 停車場	遠賀郡岡垣町大字内浦17番5先から 遠賀郡岡垣町大字原670番23先まで
田 川	猪国線 豊前柵田 停車場	田川郡川崎町大字安真木7529番1先から 田川郡川崎町大字安真木7575番4先まで
直 方	新延線 植木線	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字新北2737番8先まで

福岡県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	町川原線 赤間線	古賀市筵内1989番11先から 古賀市筵内2612番1先まで
	町川原線 福岡線	古賀市青柳1699番2先から 古賀市青柳1714番4先まで
久留米	二森線 石崎線	小都市八坂2305番先から 久留米市宮ノ陣町八丁島2082番1先まで

福岡県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年4月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	豊津線 椎田線	京都郡みやこ町豊津92番2先から 京都郡みやこ町豊津483番先まで

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/c02/chojusaisoku22.html>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、九州地方知事会議政策協議（政策連合）において取組みが行われている各県の申請・届出等の様式統一化の一環として「指定猟法許可申請書」の形式的な変更を行うものであり、軽微な変更に該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成23年3月30日

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「大牟田川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県南筑後県土整備事務所に備え置く。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「釣川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「城井川水系河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県京築県土整備事務所に備え置く。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「遠賀川上流圏域河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県飯塚県土整備事務所に備え置く。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、「遠賀川下流左岸圏域河川整備計画」を定めたので、同条第6項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課、福岡県直方県土整備事務所及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称

福岡県国際文化情報センター

2 位置

福岡市中央区天神1丁目1番1号

3 利用料金の承認年月日

平成23年3月18日

4 利用料金

(1) 施設基本料金

ア (ア) 福岡シンフォニーホール

(単位：円)

利用区分		午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分		9:00～12:00	13:00～16:00	17:00～22:00	9:00～22:00
平 日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	77,700	139,650	208,950	383,250
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
	入場料の額が3,001円以上の場合	131,250	237,300	355,950	652,050
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	120,750	217,350	325,500	597,450

入場料の額が3,001円以上の場合	158,550	284,550	426,300	782,250
-------------------	---------	---------	---------	---------

(イ) 福岡シンフォニーホール

(室内楽形式利用による小規模音楽公演) (単位：円)

利用区分		午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分		9:00～12:00	13:00～16:00	17:00～22:00	9:00～22:00
平 日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	59,850	107,100	160,650	295,050
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	77,700	139,650	208,950	383,250
	入場料の額が3,001円以上の場合	100,800	181,650	271,950	498,750
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	71,400	128,100	193,200	353,850
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	92,400	166,950	250,950	459,900
	入場料の額が3,001円以上の場合	120,750	217,350	325,500	597,450

別途「室内楽形式」変換費用が必要

イ イベントホール

(単位：円)

利用区分		午 前	午 後	夜 間	終 日
入場料金等区分		9:00～12:00	13:00～16:00	17:00～22:00	9:00～22:00
平 日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	59,850	108,150	161,700	297,150
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	77,700	140,700	211,050	386,400
	入場料の額が3,001円以上の場合	101,850	183,750	275,100	505,050
	商業展示の場合	153,300	276,150	413,700	758,100

土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	72,450	130,200	194,250	357,000
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	93,450	169,050	253,050	464,100
	入場料の額が3,001円以上の場合	122,850	220,500	330,750	606,900
	商業展示の場合	183,750	330,750	496,650	910,350

ウ 国際会議場

(単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
入場料金等区分					
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	79,800	103,950	103,950	259,350
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	103,950	135,450	135,450	337,050
	入場料の額が3,001円以上の場合	136,500	177,450	177,450	441,000
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	95,550	124,950	124,950	310,800
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	124,950	161,700	161,700	404,250
	入場料の額が3,001円以上の場合	162,750	212,100	212,100	528,150

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

(単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
入場料金等区分					
平日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	9,450	16,800	23,100	44,100
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	12,600	22,050	29,400	57,750

平日	入場料の額が3,001円以上の場合	15,750	28,350	37,800	74,550
	商業展示の場合	24,150	43,050	57,750	112,350
土・日・祝日	入場料を徴収しない場合又は入場料の額が1,000円以下の場合	11,550	19,950	27,300	52,500
	入場料の額が1,001円以上3,000円以下の場合	14,700	26,250	34,650	68,250
	入場料の額が3,001円以上の場合	18,900	34,650	46,200	89,250
	商業展示の場合	28,350	51,450	69,300	134,400

(イ) セミナー室

(単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
目的区分					
平日	文化振興等	5,145	6,720	6,720	16,800
	その他	15,540	20,265	20,265	50,400
土・日・祝日	文化振興等	6,195	8,085	8,085	20,160
	その他	18,690	24,255	24,255	60,480

(ウ) 交流ギャラリー

(単位：円)

利用区分		午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～22:00	終日 9:00～22:00
目的区分					
平日	非営利目的	21,000	27,300	27,300	69,300
	営利目的	64,050	82,950	82,950	207,900

土・日・祝日	非営利目的	25,200	33,600	33,600	82,950
	営利目的	76,650	99,750	99,750	248,850

才 会議室

(単位：円)

会議室名		基本料金 (3時間まで)	3時間を超え13時間までの1時間当たり加算額	(参考) 13時間利用
平日	大会議室	69,615	6,825	137,865
	501会議室	12,600	1,050	23,100
	502会議室	10,080	840	18,480
	503会議室	10,080	840	18,480
	601会議室	17,640	1,470	32,340
	602会議室	13,860	1,155	25,410
	603会議室	12,600	1,050	23,100
	604会議室	12,600	1,050	23,100
	605会議室	16,380	1,365	30,030
	606会議室	22,680	1,890	41,580
	607会議室	23,940	1,995	43,890
	608会議室	23,940	1,995	43,890
	609会議室	10,080	840	18,480
	701会議室	10,080	840	18,480
702会議室	10,080	840	18,480	
703会議室	10,080	840	18,480	
土・日・祝日	大会議室	85,995	6,825	154,245
	501会議室	15,750	1,050	26,250
	502会議室	12,600	840	21,000
	503会議室	12,600	840	21,000

土・日・祝日	601会議室	22,050	1,470	36,750
	602会議室	17,325	1,155	28,875
	603会議室	15,750	1,050	26,250
	604会議室	15,750	1,050	26,250
	605会議室	20,475	1,365	34,125
	606会議室	28,350	1,890	47,250
	607会議室	29,925	1,995	49,875
	608会議室	29,925	1,995	49,875
	609会議室	12,600	840	21,000
	701会議室	12,600	840	21,000
	702会議室	12,600	840	21,000
	703会議室	12,600	840	21,000

力 練習室

(単位：円)

施設名		利用区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～16:00	夜間 17:00～22:00	終日 9:00～22:00
平日	練習室1		3,675	7,350	11,130	19,950
	練習室2		1,365	2,835	4,200	7,560
	練習室3		1,365	2,835	4,200	7,560
	練習室4		735	1,365	2,100	3,780
	練習室5		735	1,365	2,100	3,780
土・日・祝日	練習室1		4,410	8,820	13,335	23,940
	練習室2		1,680	3,360	5,040	9,030
	練習室3		1,680	3,360	5,040	9,030
	練習室4		840	1,680	2,520	4,515
	練習室5		840	1,680	2,520	4,515

備考

- 1 利用時間には、準備及びあと片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用区分

(1) 会議室を除く各施設

利用区分（「午前」、「午後」、「夜間」に区分した時間帯をいう。）内の一部の時間の利用は、当該利用区分の全てを利用したものとみなす。

(2) 会議室

ア 9時から22時までの間に、3時間以内で利用する場合、基本料金を徴収する。

イ 9時から22時までの間に、3時間を超えて利用する場合、基本料金に超過した時間数に応じた額を加算して徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

3 入場料金等区分

(1) 入場料金とは、入場することに際し徴収される入場の対価及びこれに類するものをいう。なお、消費税等を徴収する場合は、その額を含むものとする。

(2) 入場料金が段階があるときは、当該入場料金の最高額をもって料金表を適用する。

(3) 連続利用等の催物で、「通し券」で入場料金を徴収する場合は、当該通し券の料金を入場できる日数又は回数で除した金額を1日又は1回当たりの入場料金とみなして、料金表を適用する。

(4) 福岡シンフォニーホールを会議、集会等に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(5) 福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場又は円形ホールを企業の冠イベント、その他商業宣伝のための招待型等の催物に利用する場合で、当該入場料金が1,000円以下の時は、「1,001円以上3,000円以下」の区分を適用する。

(6) イベントホール及び円形ホールを平土間で利用する場合で、企業又はその連合体が行う商品展示、商談会等については「商業展示」の区分を、また、商業展示以外の展示会等利用及びパーティ利用等については、「3,001円以上及び非商業展示」の区分を適用する。

ただし、円形ホールについては、物販行為はできない。

4 目的区分

(1) セミナー室

ア 「文化振興等」とは、次のいずれかに該当するもので、館長が特に認めるものをいう。

a 芸術文化に関するセミナー、発表会、交流会、研修会等（以下「セミナー等」という。）

b 地域文化に関するセミナー等

c 国際的な学術文化に関するセミナー等

イ 上記のa～cに該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、「その他」を適用する。

a 入場料金を徴するもの

b 物販行為（契約行為を含む。）を行うもの

c 企業内の内部会議又は企業の冠講座、その他商業宣伝を目的とするもの

(2) 交流ギャラリー

ア 「営利目的」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

a 入場料金を徴する場合

b 物販行為（契約行為を含む。）を行う場合

c 企業の冠イベント、その他商業宣伝のための展示等に利用する場合

イ 「非営利目的」とは、上記以外の展示等利用をいう。

5 リハーサル等利用

リハーサル若しくは催物の準備又は整理等のため入場者を入れない状態（以下「リハーサル等」という。）で一の利用区分の全部を利用する場合、当該利用区分の利用料金は、所定の利用料金の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。ただし、練習室、会議室及びセミナー室については適用しない。

6 同一利用日内の2区分連続利用

同一利用日内において、午前及び午後又は午後及び夜間を連続して利用する場合、各区分の所定の利用料金の合計額9割相当額（百円未満四捨五入）とする。

ただし、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。また、「終日料金」を午前、午後及び夜間の各区分の利用料金の合計額よりも割り引く措置についても、リハーサル等利用の割引措置を受ける場合は、これを適用しない。

7 超過利用料金

(1) 会議室を除く施設において、同一利用日内の2区分連続利用以外の利用で、次の時間を前後の利用区分と併せて利用する場合、次の超過料金（百円未満四捨五入）を徴収する。

ア 12時から13時までは、当日の「午後」の入場料金区分による利用料金を3（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは4）で除して得た額。

イ 16時から17時まで（国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは17時から18時まで）は、当日の「夜間」入場料金区分による利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額。

ウ 12時から13時まで又は16時から17時までをリハーサル等のため利用する場合は、上記により算定して得た金額の7割相当額（百円未満四捨五入）とする。なお、上記時間の一部の利用は、その全てを利用したものとみなす。

(2) やむを得ない事情により会議室・練習室を除く施設において、22時以降、翌日の9時までの間に施設を利用する場合は、1時間ごとに、当該施設の「平日・夜間」の利用料金を5（円形ホールは4、国際会議場、セミナー室及び交流ギャラリーは3）で除して得た額の5割増（百円未満四捨五入）の超過料金を徴収する。

ただし、当該時間をリハーサル等のため利用する場合は、1時間ごとに、上記により算定して得た1時間当たりの金額の7割相当額（百円未満四捨五入）を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

(3) 22時から翌日の9時までの間に会議室を利用する場合は、1時間ごとに、当該会議室の平日の「1時間当たり加算額」に2を乗じて得た超過料金を徴収する。なお、1時間以内の利用は、1時間利用したものとみなす。

8 2分割利用

(1) イベントホールをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.55を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.45を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.75を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.65を乗じて得た額とする。

(2) 大会議室又は交流ギャラリーをA室、B室に2分割して利用する場合、次の料金を徴収する。

ア 同一利用者がA室、B室を併用利用する場合、A室にかかる利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.50を乗じて得た額とする。

イ 別の利用者がA室又はB室を単独利用する場合、A室に係る利用料金は、全室利用料金の所定料金の0.70を乗じて得た額とし、B室に係る利用料金は、全室利用の所定料金の0.70を乗じて得た額とする。

9 臨時開館による利用

休館日に、福岡県国際文化情報センター条例施行規則に基づき、知事が必要と認めて臨時開館を行い利用する場合は、土・日・祝日の利用料金を適用する。

(2) 附属設備等利用料金

ア 福岡シンフォニーホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容
楽 屋	大楽屋1	室	3,570	(定員69人)
	大楽屋2	室	1,785	(定員30人)
	楽屋1	室	2,415	(定員3人)
	楽屋2	室	2,415	(定員3人)
	楽屋3	室	1,995	(定員2人)
	楽屋4	室	1,995	(定員2人)
	ソリスト控室	室	3,570	(定員3人)、ピアノあり
	主催者控室	室	420	(定員8人)
	指揮者控室	室	4,515	(定員3人)、ピアノあり
楽 器	フルコンサートピアノ2台 (外国製)	台	16,800	スタインウェイD274
	フルコンサートピアノ1台 (外国製)	台	16,800	ベーゼンドルファー290

	フルコンサートピアノ 1 台 (日本製)	台	9,450	ヤマハ C F - S	
舞	オーケストラピット	式	15,435		
	ひな段迫り	式	12,600	9 分割	
	プロセニウムセット	式	21,420	(1 回当たりの金額)	
	室内楽用音響反射板セット	式	21,420	(1 回当たりの金額)	
	楽士椅子	脚	105		
	楽士椅子 A	式	4,200	50脚 ~ 80脚	
	楽士椅子 B	式	6,300	81脚以上	
	譜面台	台	105		
	譜面灯	台	157		
	指揮者台セット	式	787		
	長机	台	157		
	椅子	脚	52		
	台	コーラス台 1	台	210	1800 × 600 × 600
		コーラス台 2	台	210	1800 × 600 × 300
		金屏風	双	2,835	750 × 2400
		プログラムスタンド	台	315	H 1500 × W 420
演台		式	840	1400 × 600 × 1100	
司会者台		台	630	750 × 500 × 1150	
国旗		枚	735	1500 × 2250	
県旗		枚	735	1500 × 2250	
地絨		枚	4,200	18m × 11m	
A セット		式	7,350	地明かり	
B セット	式	15,750	反響板灯		
C セット	式	10,500	プロセニウム標準		
D セット	式	35,700	200 K W まで		
	ボーダーライト	列	1,050		

照	アッパー・ホリゾントライト	式	3,150	
	ロー・ホリゾントライト	式	2,100	
	シーリングスポットライト	式	4,200	
	ピンスポットライト (2 K W)	台	3,570	クセノン
	コンダクタースポットライト	台	630	
	スポットライト (1 K W 未満)	台	315	
	スポットライト (1 K W)	台	525	
	スポットライト (1.5 K W)	台	735	
	スポットライト (2 K W)	台	1,050	
	スポットライト (3 K W)	台	1,260	
	スポットライト (H M I)	台	5,250	エフェクトマシンは含まない
	ストリップライト (130 W × 12 灯)	台	315	
	ストリップライト (130 W × 6 灯)	台	157	
	P T F G スポットライト	台	3,150	
	効果用スポットライト (1 K W)	台	840	エフェクトマシンは含まない
	効果用スポットライト (2 K W)	台	1,050	エフェクトマシンは含まない
エフェクトマシン	台	1,050		
ストロボ	台	1,050		
カラーチェンジャー	台	1,050		
照明持込料	式	12,600	持込卓がある場合	
カラーフィルター	枚	315		
特殊電源料 (1 K W につき)	K W	472		
持込器具 (1 K W につき)	K W	262		
拡声装置	式	5,250		
オープン式テープレコーダー (8 c h)	台	4,200		

音	オープン式テープレコーダー (2ch)	台	2,100	
	カセットテープレコーダー	台	1,470	
	MDプレーヤー	台	2,100	
	DAT	台	2,625	
	CDプレーヤー	台	1,470	
	3点吊マイク装置	台	1,050	マイク別
	1点吊マイク装置	台	525	マイク別
	マイクロフォン(ワイヤレス)	本	2,625	
	マイクロフォン(コンデンサ)	本	2,100	
	マイクロフォン(ダイナミック)	本	1,260	
響	マイクスタンド(大型)	台	210	
	マイクスタンド(その他)	台	210	
	移動型スピーカー(大型)	台	2,100	
	移動型スピーカー(中型)	台	1,575	
	移動型スピーカー(小型)	台	1,050	
	ワイヤレスインカム	台	1,050	
	PA持込料	式	14,700	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,300	
	中継ミキサー室	式	6,300	
	TVトランクBOX	式	10,500	
映像	ラジオトランクBOX	式	6,300	
	スクリーン	式	4,515	9m×3.4m
その他	撮影用カメラ	台	13,650	
	インターネット回線	式	3,150	
備考				
・料金は一利用区分当たりの料金とする。				
・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。				
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

イ イベントホール

部門	品名	単位	料金(円)	内容	
楽 屋	楽屋1(個室)	室	2,730	(定員3人)	
	楽屋2(個室)	室	3,150	(定員3人)	
	楽屋3(個室)	室	2,730	(定員3人)	
	応接控室	室	3,150	(定員5人)	
	主催者控室	室	420	(定員8人)	
	控室1	室	1,155	(定員12人)	
	控室2	室	1,575	(定員16人)	
	楽 器	フルコンサートピアノ1 (日本製)	台	9,450	カワイEX
	舞 台	演台	式	840	555×835×1125
金屏風		双	2,835	6曲、750×2400	
平台		台	315	1800×900×300	
めくり台		台	472	420×420×1500	
国旗		枚	735	900×1350	
県旗		枚	735	900×1350	
譜面台		台	105	おりたたみ式	
長机		台	157	1800×600×700	
長机(幕板付き)		台	157	1800×600×700	
長机(料理台用)		台	157	1800×900×700	
丸テーブル		台	210	900・H700mm	
椅子		脚	52		
		Aセット	式	7,350	地明かり
		Bセット	式	10,500	100KWまで
	ミラーボール	式	2,835	(600)	
	ミラーボール	式	1,470	(300)	
	アッパーホリゾントライト	色	525		

照 明	ローアークライト (300W)	式	2,100		
	ローアークライト (130W)	式	735		
	ピンスポットライト (2 KW)	台	3,570	クセノン	
	ピンスポットライト (1 KW)	台	2,835	ハロゲン	
	スポットライト (1 KW未満)	台	315		
	スポットライト (1 KW)	台	525		
	スポットライト (1.5 KW)	台	735		
	スポットライト (2 KW)	台	1,050		
	スポットライト (3 KW)	台	1,260		
	スポットライト (HMI)	台	5,250	エフェクトマシンは含まない	
	効果用スポットライト (1 KW)	台	840		
	エフェクトマシン	台	1,050		
	照明持込料	式	12,600	持込卓がある場合	
	カラーフィルター	枚	315		
	特殊電源料 (1 KWにつき)	KW	472		
	持込器具 (1 KWにつき)	KW	262		
	音 響	拡声装置	式	5,250	
		移動型操作卓	卓	4,200	カセット、CD付
オープン式テープレコーダー (2ch)		台	2,100		
カセットテープレコーダー		台	1,470		
DAT		台	2,625		
MDプレーヤー		台	2,100		
CDプレーヤー		台	1,470		
マイクロフォン (ワイヤレス)	本	2,100			
マイクロフォン (コンデンサ)	本	1,365			

	マイクロフォン (ダイナミック)	本	840	
	マイクスタンド (大型)	台	210	
	マイクスタンド (その他)	台	210	
	移動型スピーカー (中型)	台	1,575	
	移動型スピーカー (小A型)	台	1,050	
	移動型スピーカー (小B型)	台	1,050	
	PA持込料	式	14,700	持込卓がある場合
	録音録画料	式	6,300	
	中継ミキサー室	式	6,300	
	TVトランクBOX	式	10,500	
ラジオトランクBOX	式	6,300		
映 像	ビデオプロジェクター	2面	16,800	150インチ
	1/2 VTR	台	9,450	
	S-VHS	台	2,100	
	8mm VTR	台	2,100	
	スチールビデオ	台	1,470	
	資料提示装置	台	3,150	
	スライドテレビコンバーター	台	3,675	
	16mm映写機	台	5,775	クセノン、2KW
	スクリーン	式	4,515	9m x 4.7m、巻取式
	撮影用カメラ	台	13,650	
その他	インターネット回線	式	3,150	
備考 <ul style="list-style-type: none"> ・料金は一利用区分当たりの料金とする。 ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。 				

ウ 国際会議場

部門	品名	単位	料金 (円)	内容
----	----	----	--------	----

楽 屋	V I Pルーム	室	18,900	(定員約10人)
	特別控室 1	室	4,410	(定員約 7 人)
	特別控室 2	室	7,245	(定員約 8 人)
	特別控室 3	室	3,255	(定員約 5 人)
	特別控室 4	室	3,255	(定員約 5 人)
	特別控室 5	室	4,095	(定員約 6 人)
舞台	金屏風	双	2,835	6 曲、W750 × H2700
照 明	ピンスポットライト (1 K W)	台	2,835	ハロゲン
	特殊電源料 (1 K W)	K W	472	
	持込器具 (1 K W)	K W	262	
音 響	拡声装置	式	3,150	
	カセットテープレコーダー	台	1,470	
	C D プレーヤー、C D - M D ラジカセ	台	1,470	
	D A T	台	2,625	
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	1,575	
	マイクロフォン (コンデンサ)	本	840	
	マイクロフォン (ユニット マイク)	本	420	
	マイクスタンド (大型)	台	210	
	マイクスタンド (その他)	台	210	
	移動型スピーカー (大型)	台	1,680	
P A 持込料	式	14,700		
映 像	ビデオプロジェクター	面	7,350	120インチ
	1/2 V T R	台	9,450	
	S - V H S、D V D プレーヤー	台	2,100	
	8 m m V T R	台	2,100	
	スチールビデオ	台	1,470	
	スライドテレビコンバーター	台	3,675	

	O H P (スクリーン含む)	式	1,575	
	撮影用カメラ	台	13,650	
	資料提示装置	台	3,150	
	ビデオポインター	台	2,100	
そ の 他	パネルスクリーン	式	2,100	5 枚
	同時通訳装置	式	15,750	6チャンネル、レシーバーなし
	同時通訳者ブース	室	1,050	
	インターネット回線	式	3,150	
	ファクシミリ	台	840	
備考				
・料金は一利用区分当たりの料金とする。				
・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。				
・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

エ 文化情報ラウンジ

(ア) 円形ホール

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽器	セミコンサートピアノ	台	4,200	ヤマハ C 7 E
舞台	演台	台	840	700 × 500 × 1000
照 明	調光装置	式	2,625	
	スポットライト (1 K W 未満)	台	315	
	ムービングライト	台	2,100	
	照明持込料	式	12,600	持込卓がある場合
	特殊電源料 (1 K W につき)	K W	472	
	持込器具 (1 K W につき)	K W	262	
	拡声装置	式	2,625	
	M D プレーヤー	台	2,100	

音響	CDプレーヤー、CD-MDラジカセ	台	1,470	
	DAT	台	2,625	
	カセットテープレコーダー	台	1,470	
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	2,100	
	マイクロフォン (コンデンサ)	本	840	
	マイクロフォン (ダイナミック)	本	420	
	マイクスタンド (卓上型)	本	210	
	マイクスタンド (ブーム型)	本	210	
	移動型スピーカー	台	1,050	
	PA持込料	式	14,700	
	音響反射板	式	2,100	
	TVトランクBOX	式	6,300	
	ラジオトランクBOX	式	6,300	
映像	ビデオプロジェクター	面	8,400	150インチ
	S-VHS、DVDプレーヤー	台	2,100	
その他	インターネット回線	式	3,150	
備考 ・料金は一利用区分当たりの料金とする。 ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(イ) セミナー室

部門	品名	単位	料金 (円)	内容
音響	コントロール卓	式	2,625	カセットデッキ (セミナー室2のみ)
	マイクロフォン (ダイナミック)	本	262	
	マイクスタンド (床上型)	台	262	
	マイクスタンド (卓上型)	台	262	

映像	ワイヤレスマイク	本	1,575	ポータブルアンプ専用・1本まで接続可能
	移動型スピーカー	式	2,100	セミナー室2のみ
	ポータブルアンプ	式	1,575	
	CD・MDラジカセ	台	1,470	
	33型カラーモニター	台	2,100	
	OHC	式	3,150	書画カメラ・ビデオの出力のみ
	OHP (スクリーン含む)	式	1,575	スクリーンサイズは1.8m x 1.8m
	スライド映写機	台	1,575	S-AV八口ゲンスライド
	DVDプレーヤー	台	2,100	
	パネルスクリーン	枚	525	1800 x 1800折りたたみ式
その他	インターネット回線	式	3,150	
備考 ・料金は一利用区分当たりの料金とする。 ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。				

(ウ) 交流ギャラリー

部門	品名	単位	料金 (円)	内容
照明	スポットライト (130KW)	台	262	
	スポットライト (85KW)	台	210	
	特殊電源料 (1KWにつき)	KW	472	
	持込器具 (1KWにつき)	KW	262	
音響	コントロール卓	式	2,100	カセットデッキ、CDプレーヤー
その他	可動パネル	枚	210	1200 x 2400
	展示台	台	210	750 x 600 x 700
	展示ステージ	台	210	750 x 600 x 185

備考 ・料金は一利用区分当たりの料金とする。 ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。 ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

オ 会議室

部門	品 名	単位	料金 (円)		内 容
			大会議室	会議室	
照明	特殊電源料 (1 KWにつき)	KW	472		
	持込器具 (1 KWにつき)	KW	262		
音 響	拡声装置	式	3,150		
	ポータブルアンプ	式		1,575	カセット、マイク 1
	レクチュア台	式		2,100	カセット、マイク 1
	録音卓	台		1,575	カセット、マイク 2 (拡声なし)
	マイクロフォン (ワイヤレス)	本	1,575	1,575	
	マイクロフォン (ダイナミック)	本	420	420	
	マイクスタンド (大型)	台	210	210	
	マイクスタンド (卓上型)	台	210	210	
	カセットデッキ	台	1,470		
	C D プレーヤー、C D - M D ラジカセ	台		1,470	
映 像	ビデオプロジェクター	面	6,300		100インチ
	A V ワゴン	式		5,250	ワールドビデオ、9 mmビデオ、カセットデッキ、H D T V (36型)
	8 mm V T R	台	2,100		
	S - V H S、D V D プレーヤー	台	2,100		
	スチールビデオ	台	1,470		

	O H P (スクリーン含む)	台	1,575	1,575	
	スライドテレビコンバーター	台	3,675		
	パネルスクリーン (パーティション)	式	2,100	525	大会議室 5 枚一式、会議室 1 枚料金
その他	インターネット回線	式	3,150	3,150	

備考

- ・料金は一利用区分当たりの料金とする。
- ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

カ 練習室

部門	品 名	単位	料金 (円)	内 容
楽 器	フルコンサートピアノ (日本製)	台	7,350	カワイ G S 100、練習室 1
	セミコンサートピアノ (日本製)	台	4,200	カワイ C A 70 N、練習室 3
舞 台	楽士椅子	脚	105	ピアノ用、コントラバス用
	譜面台	台	105	
音 響	移動型操作卓	台	4,200	カセットデッキ、C D、M D
	マイクロフォン (ダイナミック)	本	315	
	マイクスタンド (大型)	台	210	
	移動型スピーカー	台	2,100	2 台セット

備考

- ・料金は一利用区分当たりの料金とする。
- ・平日、土・日・祝日は同じ料金とする。
- ・上記料金のほか、別途人件費を徴収する場合がある。

公告

平成22年度福岡県ふぐ処理師試験 (平成23年 3 月 8 日実施) の合格者を次のように発表する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	32	60	89	116
2	33	62	90	117
5	34	65	91	118
11	35	67	93	119
12	36	69	94	121
15	37	71	95	123
16	38	72	97	126
17	39	73	98	129
19	40	74	100	130
20	41	75	101	131
21	43	77	102	132
22	45	78	104	133
24	48	79	107	135
26	50	80	109	136
27	51	85	110	137
28	54	86	112	139
30	56	87	114	140
31	59	88	115	142

公告

「福岡県指定確認検査機関の処分の基準（案）」及び「福岡県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準（案）」について、次のとおり意見を募集します。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成23年3月18日から平成23年4月18日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定に基づき、大規模小売店舗の承継の届出があったので、次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成23年3月10日

2 届出をした者の名称、代表者の氏名及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社

支配人 友松義信

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

3 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド志免店

所在地 福岡県糟屋郡志免町南里五丁目77-1

4 承継があった年月日

平成22年11月12日

5 承継前に届出をした者の名称及び住所

名称 株式会社日本エスコン

住所 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号

6 承継の理由

信託のため

7 承継に係る店舗面積

6,744m²

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合設計による一団地の区域を次のように認定したので、同条第8項の規定により公告する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

認定申請者氏名	公告対象区域	認定番号	認 定 年月日	公告に係る 対象区域等 を縦覧に供 する場所
アネシス空港東団地 管理組合法人 理事長 國生 安夫	糟屋郡志免町大字別府442番 5、447番2、457番42、457 番108、457番109、474番1、 474番11	福岡 - 1	平成21年 4月22日	福岡県土整備 事務所

公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第5条第1項の規定に基づき、福岡県農業振興地域整備基本方針を変更したので、同条第3項において準用する同法第4条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成23年3月30日

福岡県知事 麻 生 渡

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 優良農用地の確保・保全の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給や将来に向けて持続的かつ効率的な農業生産活動を行うために良好な状態で確保・保全していくことが必要である。また、農地は、農業生産活動が行われることにより県土の保全や水資源のかん養、生態系の保全、良好な景観の形成など多くの役割を果たしている。

本県では、変化に富む豊かな自然条件や大消費地を県内に有するという有利な市場条件を背景として、米、麦、大豆、野菜、果樹、花きなど地域の特性を活かした多様な農業生産が行われている。

一方、本県は、北九州市及び福岡市の政令指定都市を核として九州あるいは西日本における経済・文化の拠点として発展を続けており、広域幹線道路や鉄道等交通体系の整備に伴い、全県域的に農業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。また、農業従事者の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の発生等に伴う農地面積の減少も進んでいる。

このようなか、本県の耕地面積は、平成15年の91,400haから平成21年には87,100haと減少しており、この傾向が今後も続くものと懸念される。

このため、本県の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図っていくためには、農地として利用すべき土地の確保、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農地の利用集積や農作業の受委託等を含めた幅広い形での農作業の集約化など農地の効率的な利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要である。

特に、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域に設定しその確保に努めるとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、有効利用を図る必要がある。

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標

ア 確保すべき農用地等の面積の目標年及び目標設定の基準年

国は、「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成22年6月11日変更。以下、「基本指針」という。）において、平成21年を「目標設定の基準年」、平成32年を「目標年」として、目標年における確保すべき農用地等の面積について、41.5万haとする目標を掲げたところである。この基本指針において示された面積目標の設定基準に基づき、本県における確保すべき農用地等の面積の目標を算定するものである。なお、基本指針及び本基本方針における「確保すべき農用地等の面積」とは、農用地区域内の農地面積から耕作放棄地の面積を除いたものをいう。

イ 目標設定の基準年の農用地区域内の農地面積

本県の平成21年における農用地区域内農地面積は、71,900haとする。

ウ 面積目標の算定

- ① これまで（基準年までの5年間）のすう勢が今後も同様に継続した場合の、農地以外の用途に供する等のための農用地区域からの除外、耕作放棄地の発生（荒廃）等による目標年までの農用地区域内農地の減少面積を考慮した平成32年時点の農地面積
- ② 法に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の適切な運用を通じた農用地区域への編入促進による増加及び除外の抑制効果の面積
- ③ 戸別所得補償制度の尊人や農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進などの諸施策を通じた農用地の確保のための取組の推進等による耕作放棄地の発生（荒廃）抑制の効果面積
- ④ 耕作放棄地の再生利用のための対策の推進による耕作放棄地再生面積
工 面積目標の設定
平成32年において確保すべき農用地区域内の農地面積の目標は、上記ウの①の面積に②～④の面積を加味して、72,0khaと設定する。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、現況農用地を中心として次のとおり推進する。

（1）農業振興地域制度等の適切な運用

農用地等については、農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用により非農業的土地利用との調整を図りながらその確保に努めるとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）等の活用により、認定農業者等の効率的かつ安定的な農業経営の育成が図られるよう優良な農用地の確保に努める。

特に、法第10条第3項各号の農用地区域の設定基準を満たす集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象農地等については、地域の特性を活かした農業が展開されるよう積極的な農用地区域への編入や除外抑制等の取組を通じて確保を図る。

（2）農地の保全・有効利用

戸別所得補償制度の導入による農業経営の安定化に加えて、効率的かつ安定的な農業経営体に対する農作業の集約化や農地保全のための各種施策を通じ、耕作放棄地の発生抑制・再生に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

特に、中山間地域においては直接支払制度の活用等による良好な農業生産活動が行われるよう生産条件の不利を是正するための支援や、地域ぐるみでの農地保全に関する共同取組活動への支援等により、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効活用に努める。

（3）農業生産基盤の整備

本県農業の生産性の向上や高付加価値型農業等の展開を図るため、地域の特性に応じた、水田の有効活用を図るための農地の排水対策及びほ場の大区画化、農業用排水施設の機能を継続的に発揮させるための補修・更新等農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

農業生産基盤の整備にあたっては、現状が農用地区域以外の土地についても一体的に整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区

域に編入する。

(4) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件をすべて満たすなどにより、制度の適切かつ厳格な運用を図るとともに、都市計画等他の土地利用との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。特に、農業生産基盤整備事業が実施された農地は、その投資効果の確保の観点から将来にわたって優良農地として確保すべきものであることに十分留意する。

また、地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、法第16条に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保についての地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

なお、農業振興地域整備計画については計画的な実施を図る必要があることから、その変更は、原則として、法第12条の2の規定に基づきおおむね5年ごとに実施される基礎調査の結果等に基づき行う。

(5) 交換分合制度の活用

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、法第13条の2に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策は、市町村、農業委員会、農業関係団体等と連携を図るとともに、県の関係部局間の連絡調整体制を確立し、制度の円滑かつ適正な運用によって推進していくものとする。

このため、農業振興地域整備基本方針の策定・変更に当たっては、県農業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者、市町村農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じて幅広く意見を求めるものとする。

(7) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

3 農業上の土地利用の基本的方向

本県は九州の北東部に位置し、三方を玄界灘、響灘、周防灘、有明海に囲まれ、また、筑紫山地、脊振山地、耳納山地等の山地があり、さらに筑後川、矢部川、遠賀川、山国川等の河川が流れ、その間に広がる肥沃な平地等において多様な農業が展開されている。

本県における農業地帯の区分に当たっては、市町村の区域を基本とし、地形、気候の類似性や土地利用の方向・各種開発の関連性等を総合的に勘案して、以下のとおり6つの農業地帯に分類する。

各農業地帯における土地利用の基本的方向は、次のとおりである。

(1) 福岡農業地帯

本地帯は、福岡平野、糸島平野並びに宗像平野からなり、南は脊振山系、東は三郡山系、北は博多湾、玄界灘に囲まれた平坦地で、急速な都市化の影響を受けながらも、温暖な気象条件や大消費地に近接する立地条件等を活かして、野菜、花き等の都市近郊型農業が行われている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、ほ場整備、農業用水の確保等の農業生産基盤整備や農作業の集約化の推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(2) 筑後北部農業地帯

本地帯は、その中央を流れる筑後川の中流域に広がる両筑平野を中心に、肥沃な土壌、温暖な気候条件を活かし、多種多様な農産物の生産が行われている。

本地帯では、早くからほ場整備など農業生産基盤の整備が推進されているが、近年では幹線道路沿道における商業・工業用地などの都市的土地需要の高まりや担い手の不足等による耕作放棄地の発生などが懸念されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農作業の集約化を促進するため地域に応じたほ場整備や、中山間地域における農業生産基盤整備の推進等により、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(3) 北九州農業地帯

本地帯は、県の最北部に位置し、地帯の南部に福智山、平尾台を擁し、南北に速賀川、紫川等が貫流し、地形は山間地、丘陵地、平坦地と変化に富んでいる。

本地帯では、大消費地に近接する立地条件を活かして、キャベツ等の露地野菜や軟弱野菜の施設栽培など都市近郊型農業が展開されている。

今後は、都市的土地需要との適切な土地利用調整を行うとともに、効率的かつ安定的な農業経営体への農作業の集約化を促進するためほ場の大区画化など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(4) 筑豊農業地帯

本地帯は、県の中央部に位置し、福岡、北九州両都市圏に隣接するとともに、英彦山、福智山等に囲まれた盆地で、地形は平坦地から中山間地まで広範囲にわたっている。

また、従来より実需者から良質米地帯としての評価が高く、水稻を中心とした農業生産が行われてきたが、ほ場整備事業や鉦害復旧事業により農地改良が進んだことから、一部の地域では麦・大豆や園芸品目を取り入れた多様な農業生産が行われている。

今後は、高性能大型農業機械の導入促進や大消費地に近接する立地条件をいかした高収益型農業を展開するため、ほ場の大区画化など農業生産基盤整備の推進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(5) 筑後南部農業地帯

本地帯は、熊本・大分両県に接する山間部から有明海の干拓地に至る広い地域にわたって、水稲、麦、大豆を始め、いちご、なす、みかん、茶など多種多様な農業生産が行われている。

本地帯では、筑後川及び矢部川流域において国営事業も含めさまざまな農業生産基盤の整備が行われており、ほ場整備率は県平均を上回っている。

今後は、効率的かつ安定的な農業経営体による高収益型農業の促進等を図り、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

(6) 京築農業地帯

本地帯は、県の最東部に位置し、南西部にある英彦山系から周防灘に向けて扇状に開けた地形にある。

本地帯では、水稲・麦・大豆を中心とした土地利用型農業を主とし、野菜・果樹などの生産も行われ、隣接する北九州への食料供給基地の役割を担っている。

今後は、担い手の不足などによる非農地化の進行が懸念されているが、ほ場の大区画化や水田の汎用化などの農業生産基盤整備の推進により農作業の集約化を図り、米・麦・大豆と野菜・園芸等を組み合わせ合わせた収益性の高い農業を展開する効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、優良農用地としての利用を確保することを基本とする。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

【指定予定地域】

農地地帯	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
福岡	福岡地域 (福岡市)	福岡市のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,607 ha (農用地面積 1,901ha)
	筑紫野地域 (筑紫野市)	筑紫野市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,459 ha (農用地面積 770ha)
	宗像地域 (宗像市)	宗像市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 8,038 ha (農用地面積 2,883ha)
福岡農業	古賀地域 (古賀市)	古賀市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 2,384 ha (農用地面積 819ha)
	福津地域 (福津市)	福津市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,719 ha (農用地面積 1,665ha)
農業	糸島地域 (糸島市)	糸島市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 13,827 ha (農用地面積 5,864ha)
	那珂川地域	那珂川町のうち、都市計画法の市街化区域	総面積 618 ha

地	(那珂川町)	及び規模の大きな森林等を除く区域	(農用地面積 326ha)
	篠栗地域 (篠栗町)	篠栗町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 1,230 ha (農用地面積 226ha)
帯	須恵地域 (須恵町)	須恵町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 496 ha (農用地面積 161ha)
	新宮地域 (新宮町)	新宮町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 602 ha (農用地面積 238ha)
	久山地域 (久山町)	久山町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 552 ha (農用地面積 313ha)
	粕屋地域 (粕屋町)	粕屋町のうち、都市計画法の市街化区域及び流通業務市街地の整備に関する法律の流 通業務地区等を除く区域	総面積 701 ha (農用地面積 254ha)
	福岡農業地帯計 (12地域)		総面積 41,233 ha (農用地面積 15,420ha)
	久留米地域 (久留米市)	久留米市のうち、都市計画法の市街化区域 ・用途地域及び規模の大きな森林等を除く 区域	総面積 17,331 ha (農用地面積 9,083ha)
筑後北部農業地帯	小郡地域 (小郡市)	小郡市のうち、都市計画法の市街化区域等 を除く区域	総面積 3,712 ha (農用地面積 1,962ha)
	うきは地域 (うきは市)	うきは市のうち、規模の大きな森林等を除 く区域	総面積 7,371 ha (農用地面積 3,377ha)
	朝倉地域 (朝倉市)	朝倉市のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 15,668 ha (農用地面積 5,748ha)
	筑前地域 (筑前町)	筑前町のうち、都市計画法の用途地域及び 規模の大きな森林等を除く区域	総面積 5,464 ha (農用地面積 2,591ha)
	東峰地域 (東峰村)	東峰村のうち、規模の大きな森林を除く区 域	総面積 1,013 ha (農用地面積 316ha)
	大刀洗地域 (大刀洗町)	大刀洗町のうち、都市計画法の用途地域を 除く区域	総面積 1,999 ha (農用地面積 1,329ha)
	筑後北部農業地帯計 (7地域)		総面積 52,558 ha (農用地面積 24,406ha)
	北九州市 (北九州市)	北九州市のうち、都市計画法の市街化区域 ・臨港地区、自然公園法の国定公園の特別 保護地区及び規模の大きな森林等を除く区 域	総面積 5,997 ha (農用地面積 2,654ha)
	中間地域 (中間市)	中間市のうち、都市計画法の市街化区域等 を除く区域	総面積 407 ha (農用地面積 251ha)
	水巻・芦屋地域 (水巻町芦屋町)	水巻町のうち、都市計画法の用途地域等を 除く区域。芦屋町のうち、都市計画法の用 途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 286 ha (農用地面積 154ha)

地帯	岡垣地域 (岡垣町)	岡垣町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 761ha)	2,108 ha
	遠賀地域 (遠賀町)	遠賀町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 535ha)	1,019 ha
北九州農業地帯計 (5地域)			総面積 (農用地面積 4,355ha)	9,817 ha
	直方地域 (直方市)	直方市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 771ha)	2,550 ha
筑	飯塚地域 (飯塚市)	飯塚市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 2,768ha)	8,283 ha
	田川地域 (田川市)	田川市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 779ha)	2,370 ha
豊	宮若地域 (宮若市)	宮若市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 2,038ha)	3,969 ha
	嘉麻地域 (嘉麻市)	嘉麻市のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 2,195ha)	8,620 ha
農	小竹地域 (小竹町)	小竹町のうち、工業団地等を除く区域	総面積 (農用地面積 172ha)	814 ha
	鞍手地域 (鞍手町)	鞍手町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 928ha)	2,563 ha
業	桂川地域 (桂川町)	桂川町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 531ha)	1,504 ha
	香春地域 (香春町)	香春町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 669ha)	1,848 ha
地	添田地域 (添田町)	添田町のうち、自然公園法の国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 721ha)	4,129 ha
	糸田地域 (糸田町)	糸田町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 172ha)	394 ha
帯	川崎地域 (川崎町)	川崎町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 452ha)	1,438 ha
	大任地域 (大任町)	大任町のうち、ゴルフ場を除く区域	総面積 (農用地面積 349ha)	1,293 ha
筑豊農業地帯計 (15地域)	赤地域 (赤村)	赤村のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 (農用地面積 473ha)	1,825 ha
	福智地域 (福智町)	福智町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 (農用地面積 888ha)	2,663 ha
	大牟田地域	大牟田市のうち、都市計画法の市街化区域	総面積 (農用地面積 13,906ha)	44,263 ha
			総面積	3,724 ha

筑後	(大牟田市)	・臨港地区及び規模の大きな森林等を除く 区域	(農用地面積 1,191ha)
後	柳川地域 (柳川市)	柳川市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 6,931 ha (農用地面積 3,990ha)
南	八女地域 (八女市)	八女市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 32,112 ha (農用地面積 10,712ha)
部	筑後地域 (筑後市)	筑後市のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,452 ha (農用地面積 2,027ha)
農	大川地域 (大川市)	大川市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区を除く区域	総面積 2,632 ha (農用地面積 1,172ha)
業	みやま地域 (みやま市)	みやま市のうち、都市計画法の市街化区域・用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 9,676 ha (農用地面積 5,514ha)
地	大木地域 (大木町)	大木町全域	総面積 1,843 ha (農用地面積 1,076ha)
帯	広川地域 (広川町)	広川町のうち、規模の大きな森林等を除く区域	総面積 3,050 ha (農用地面積 1,307ha)
筑後南部農業地帯計 (8地域)			総面積 63,420 ha (農用地面積 26,989ha)
京	行橋地域 (行橋市)	行橋市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 4,634 ha (農用地面積 2,148ha)
築	豊前地域 (豊前市)	豊前市のうち、都市計画法の用途地域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 5,097 ha (農用地面積 2,223ha)
農	苅田地域 (苅田町)	苅田町のうち、都市計画法の市街化区域・臨港地区及び規模の大きな森林を除く区域	総面積 832 ha (農用地面積 589ha)
業	みやこ地域 (みやこ町)	みやこ町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 6,863 ha (農用地面積 3,355ha)
地	吉富地域 (吉富町)	吉富町のうち、都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 374 ha (農用地面積 225ha)
帯	上毛地域 (上毛町)	上毛町のうち、規模の大きな森林を除く区域	総面積 4,152 ha (農用地面積 1,259ha)
	築上地域 (築上町)	築上町のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除く区域	総面積 6,295 ha (農用地面積 2,375ha)
京築農業地帯計 (7地域)			総面積 28,247 ha (農用地面積 12,174ha)
県計 (54地域)			総面積 239,538 ha (農用地面積 97,250ha)

(注)「総面積」は、農業振興地域全体の面積をいい、「農用地面積」は、農業振興地域内の農用地区域外(農振白地)を含めた農用地(農地及び採草放牧地)の合計面積である。(平成22年11月時点 県調べ)

第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

1 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

本県においては、農業・農村の持続的発展に向け、地域農業の担い手となるべき農業経営体の育成、生産条件が不利な中山間地域の活性化、農業用水の安定確保及び有効利用などの地域農業の近代化を推進する必要がある。

これらの実現に向けて、大規模経営が可能となるほ場の大区画化、高収益型農業を開するための水田の汎用化、用排水施設の効率化などの農業生産基盤整備について、環境との調和に配慮しつつ、地域の実態に応じたその推進を図る。

（2）農業地帯別の農業生産基盤の整備及び開発の方向

ア 福岡農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

生産性向上のためのほ場の大区画化と都市環境、農村環境、自然環境に配慮した農業生産条件の整備を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

イ 筑後北部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

高性能農業機械の導入を前提とした近代的農業に対応する水田とするため、地域特性や地形条件を活かしたほ場整備を進める。

「畑」の整備

畑作振興を図るため、農道、かんがい施設整備による経営の効率化を進める。

「樹園地」の整備

傾斜地農業の効率化を図るため、農道、かんがい施設の整備を進める。

ウ 北九州農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進

を図る。

「田」の整備

平地農業地帯を中心に存在する水田については、ほ場の大区画化等を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

エ 筑豊農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

ほ場の大区画化、用排水施設、農道の整備改良を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、畑の整備と同様である。

オ 筑後南部農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、平地農業地域における用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

貯留機能を有する幹線用排水路の整備を進める。また、ほ場の大区画化等を進める。

「樹園地」の整備

農道の整備を進める。また、既成園の整備を推進するとともに、開発適地山林原野について開発を進める。

カ 京築農業地帯

生産性・収益性の向上や経営規模の拡大を図る担い手への農作業の集約化を図るため、用排水施設の整備とほ場の大区画化等の一体的な推進を図る。

また、中山間地域における農業・農村の活性化を図るため、自然環境の保全や営農体系に配慮して耕作放棄地の再生・有効利用を含む農業生産基盤整備の推進を図る。

「田」の整備

ほ場の大区画化、用排水施設、農道の整備改良を進める。

「畑」の整備

農道の整備を進める。また、畑地かんがい施設の整備を図る。

「樹園地」の整備

基本的には、「畑」の整備と同様である。

(3) 広域整備の構想

ア 用排水の改良

筑後川流域の農業地帯では、用水の安定供給と排水改良を目的として、ダムの建設、基幹用排水路の整備、クリークの統廃合等を広域的に行うこととし、筑後北部地区では、水資源機構宮岡筑平野用水事業、国営耳納山麓土地改良事業、国営筑後川中流土地改良事業が、筑後南部地区においては、水資源機構宮事業及び国営筑後川下流土地改良事業が実施された。また、これらの事業と併せてきた県営規模の用排水施設の整備も概ね完了した。

今後は、これらの地域資源である農業用水及び水利システムの有効活用と長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する観点から、機能保全対策や更新整備等を実施し、水資源の効率的な利用とともに、水環境の保全を推進する。

イ ほ場の整備

高性能農業機械の導入を前提とした広域的なほ場の整備を、農道整備や用排水の改良と併せて推進するものとし、特に筑後川中流及び下流地域の水田地帯は国営、県営かんがい排水事業と調整しながら広域的かつ計画的な大区画ほ場への整備を推進する。

ウ 農道の整備

農業生産資材や農産物の運搬、大型農業機械の導入等農業の近代化を推進することを目的とし、併せて農村における生活環境の改善にも資するため、ほ場整備等との調整を図りながら農道整備を推進する。また、未舗装農道については、地域農業の実態を踏まえた上で改良が必要な路線について、舗装により質的改善を図る。

エ 農村の環境整備への配慮

農業及び農村の健全な発展を促すため、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備を図るとともに豊かで住みよい農村となるよう、交通、衛生、教育、文化等の生活環境整備を総合的に推進する。

2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号口）

(1) 農用地等の保全の方向

近年、各地で記録的な集中豪雨が頻繁に発生し、甚大な被害をもたらす状況がある中、安定的な農業生産を維持し、県土の保全等の多面的な役割を有効に機能させるため、今後も農地や水路、ため池等の農業用施設の防災対策を着実に実施していく必要がある。

また、生産条件不利農地が多く存在する中山間地域を中心に、農業従事者の減少や高齢化の進行等を背景として耕作放棄地の拡大が見られ、県土の有効利用の観点から問題となっている。

このため、耕作放棄地のうち農業的利用が見込まれる農地については再活用に向け

た取組を推進するとともに、特に、耕作放棄地等の増加が見込まれる中山間地域においては、農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を維持していくため、農業生産条件を改善するための支援を行う。

(2) 農用地等の保全のための施策

防災的見地から、ほ場整備、畑地かんがい等の事業を総合的、計画的に実施し、災害の防止と併せて農地の整備・保全を図る。

ため池を水源とした水利用を図っている地域では、災害防止と水確保を目的に、ため池の整備を積極的に進める。

また、湛水防除や地すべり防止等の各事業を積極的に推進する。

(3) 農用地等の保全のための活動

ア 中山間地域等直接支払制度の推進

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度の積極的な運用を図る。

この制度の活用により、農用地区域内で生産条件が不利な地域において、集落協定や個別協定に基づき農地、水路及び農道等の維持管理等を行い、耕作放棄地の発生を防止するとともに農業生産活動の促進を図る。

イ 耕作放棄地の維持管理と有効利用

耕作放棄地のうち農業的利用が図られる農地については、農業経営基盤強化促進法の適正な運用により認定農業者等への農作業の集約化を図るとともに、市町村農業公社やJ・A等農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体の中間保有機能の活用による管理耕作を通じた農業的利活用の促進を図る。

ウ 基金や集落協定に基づく棚田等の持続的な保全活動

農地、水路及び農道等の維持・保全と利活用に係る地域住民等による共同活動の活性化を通じて、これらが有する果土保全等の多面的機能の発揮を図り、中山間地域の活性化に資するため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業や棚田地域水と土保全推進事業の適切な運用を図る。

エ 地域住民が一体となった資源保全活動の推進

過疎化、高齢化、混住化等の進行による集落機能の低下が懸念される農村地域において、地域住民を含めた多様な主体の参画を得た地域の活動組織と市町村との協定に基づき、農地周辺の水路、農道及びため池等の維持管理を行うことにより、これらの資源の適切な保全を図る。

オ 景観農業振興地域整備計画策定の支援

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法による景観行政団体として景観計画の策定を行う場合には、景観と調のとれた良好な営農条件確保を目的とする景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく「景観農業振興地域整備計画」策定についての検討を支援する。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

本県では、施設野菜、花き等において、有利な市場条件や水田の持つ高い生産力を活かした高収益型農業が展開され、また、米麦等の土地利用型農業においても大規模農家や農業生産法人の規模拡大及び集落営農組織の法人化を進めるなど、効率的かつ安定的な農業経営体の育成が図られている。

一方、農業従事者の高齢化や兼業化が進み、地域における農業の担い手の脆弱化が進んでいる。

このような中で、更に農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、土地の有効利用を基本としつつ、意欲的な認定農業者等への農作業の集約化を図るなど土地利用型農業の規模拡大を進める必要がある。

このため、大区画ほ場整備等農業生産基盤の整備を推進するとともに、需要の動向及び地域の特性を活かした営農類型を目標に農業経営基盤強化促進事業による利用権の設定等各種の農地流動化方策を活用し、農作業の受委託を含めた幅広い形での農用地の流通化を促進する。

また、農用地の利用改善及び農家の営農改善等を促進するため、地域の農業生産条件等を考慮しつつ、かつ需要に即した大豆等転作物の作付の困地化を進めるものとし、水田の裏作としては、麦・飼料作物等の集団栽培を推進する等、農用地の高度利用及び不作付地の解消に努める。

さらに、集落営農組織の育成による農業機械、施設の効率的な利用を促進するとともに、耕種農家と畜産農家の有機的な連携を深め、地域農業の複合化による地力の維持増進に努める。

このような視点に立った目標とすべき営農類型は次のとおりである。

番号	営農類型	生産規模	所得目標
1	水稲+麦+大豆	水稲 900a、麦 1,500a、大豆 600a	6 1 4 99
2	イチゴ専作	施設イチゴ 60a	9 8 6
3	イチゴ	イチゴ 30a 作業受託 地代	6 5 7
4	青ネギ専作	青ネギ 100a	6 4 6
5	ナス	ナス 35a 作業受託 地代	6 8 9
6	トマト	トマト 40a 作業受託 地代	7 0 5
7	電照ギク専作	電照ギク 50a	7 5 4
8	草花専作	トルコギキョウ+その他の草花 55a	7 2 4
9	かんきつ専作	極早生 100a 早生 150a 普通 100a	9 0 3
10	かき専作	かき 300a	9 9 1
11	かき+ぶどう	かき 150a ぶどう 60a	1 2 4 6
12	酪農専業	乳牛 50 頭、飼料作物 500a	1 0 9 9
13	肥育牛専業	黒毛和種 125 頭、飼料作物 100a	1 0 1 3
14	茶専作	茶 500a	5 5 6
15	水稲+麦+大豆 (集落ぐるみ型)	水稲 2,400a、麦 4,000a、大豆 1,600a	4 0 6
16	水稲+麦+大豆	水稲 4,800a、麦 8,000a、大豆 3,200a	3 1 9

(オペレーター型)	作業受託	
17	茶(法人)	茶 2,500a
		327

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号二）

本県の農業生産を担う農業就業人口は、高齢化の進行などにより減少が続けている。この現象は福岡、北九州の都市近郊にとどまらず筑後北部や筑後南部の農村地帯においても同様の傾向にあり、深刻な問題となっている。

このような情勢に対処し、本県農業の健全な発展と農業経営の安定を図るためには、野菜、果樹、畜産部門の振興とともに、水稲中心の土地利用型農業から収益性の高い作目への転換等を図っていく必要がある。

このためには、農用地の計画的な利用及び農業生産基盤の整備の推進を図るとともに、意欲ある農業者を核とした収益性の高い農業生産を実現するための基幹的な共同利用施設や高性能農業機械等を地域の実情に応じて計画的に導入していく必要がある。

以上の基本的な方向に基づき本県における整備の基本的な方針は次のとおりである。

(1) 農地帯別の農業近代化施設の整備方針

ア 福岡農業地帯

この地帯の農業は、福岡都市圏という大消費地を抱え都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、果樹、畜産、花き等の作目を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、基幹作目である米については生産性並びに品質の向上とブランド米の生産地としての形成を図る。

特に、野菜、米、かんきつ等重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、福岡都市圏に新鮮な野菜の供給ができればより施設化の推進等により生産振興を図る。

(イ) 米・麦・大豆

トラクター、収穫機等高性能機械体系による省力化、大規模乾燥調製施設の機能向上、整備を進めるとともに、機械の共同利用や農作業の集約化を進める。

(ウ) 果樹

かんきつを中心とした産地であり、高品質果実の生産と優良品種の導入を図る。また、消費地に近い利点を活かし、果樹の多品目生産を推進する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 花き

高品質花き生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

イ 筑後北部農業地帯

この地帯の農業生産は、基幹作物である米をはじめ、果樹、苗木、観賞樹、露地及び施設野菜等多くの作物の主産地形成が進んでいるところであり、さらに大型の主産地形成を進める必要がある。今後のこれら重点作物の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米・麦・大豆

基盤整備実施地区を中心に、高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を推進するとともに、乾燥調整施設の機能向上を図り、生産規模の拡大、品質及び生産性の向上を進める。

(イ) 苗木・観賞樹

自然的条件と生産技術等に支えられて、主産地形成が進んでおり、今後は、かん水、病害虫防除等の省力施設の導入及び育苗の合理化等を進める。

(ウ) 野菜

露地野菜については、産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

施設野菜については、この地帯が施設野菜の主産地であることから、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械施設の導入を推進する。

(エ) 果樹

かき、ぶどう、なし、もも等の主産地であり、優良品種の導入等により、消費者に求められる果実の生産を拡大する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

ウ 九州農業地帯

この地帯の農業生産は、福岡農業地帯同様都市近郊的性格を強く帯びていることから、野菜、果樹等の作物を中心とした高収益型農業による主産地形成を促進するものとし、米・麦についても品質及び生産性の向上を図るものとする。

特に、今後の重点作物の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次の

とおりである。

(ア) 野菜

露地野菜については、この地帯が本県の秋冬露地野菜の主産地であることから、畑作地帯を主体に、かん水施設等の生産基盤の整備を行うとともに、育苗センター等の共同利用施設の整備を図り、収益性の向上に努める。また、共同集出荷体制確立のため集出荷施設の整備を進める。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

(イ) 米・麦・大豆

大規模乾燥調製施設の機能向上と効率利用による品質の向上を図る。また、高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を進める。

(ウ) 果樹

かんきつ、びわ、いちじくを中心とした産地であり、優良品種の導入等により、消費者に求められる果実の生産を拡大する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 畜産

酪農、肉用牛及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

エ 筑豊農業地帯

この地帯の農業生産は、米と畜産のウエイトが高く、さらに果樹・花きについても発展が期待されている。したがって、今後の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米・麦

育苗センター、ライスセクター等の広域施設の整備及び高性能機械体系による省力化や農作業の集約化を進める。

(イ) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類及び軟弱野菜について、収益性向上のため、温室等の整備促進を図る。

(ウ) 果樹

ぶどう、なし、かきを中心とした産地であるが、うめ、りんご等の地域特産果樹の生産が盛んな地域でもある。また、近年生産が拡大しているイチジクを含む優良品種の導入等により、消費者に求められる果樹の生産を拡大する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集

出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(工) 花き

施設化を進めて、品質の向上及び安定生産を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

オ 筑後南部農業地帯

この地帯の農業生産は、筑後北部農業地帯と並ぶ米、麦、大豆の生産地をなしていることや、みかんを始め、茶等の主産地形成が進んでいることが特徴であり、今後その発展が期待されている。したがって、今後の重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米・麦・大豆

県下で最も水田作に恵まれた条件にあるので、表裏作一体として高性能機械体系による省力化と農作業の集約化を推進するとともに、これに対応した生産基盤の整備と併せて乾燥調製施設等の整備を進め、品質及び生産性の向上を図る。

(イ) 果樹

かんきつ、ぶどう、なし、キウイフルーツ、いちじく等の主産地であり、園地登録制度や優良品種の導入等により、ブランド果実の生産を拡大する。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(ウ) 花き

高品質花き生産と集出荷体制の合理化を推進するため、生産施設の高度化、集出荷施設の整備を図る。

(エ) 茶

栽培管理機械の導入、及び加工施設等の整備を促進し品質向上と省力化を図る。

(オ) い草

高性能機械を導入し、品質向上及び作業の省力化、共同利用による生産コストの低減を進める。

(カ) 野菜

露地野菜については、産地の維持・拡大を図るため、省力・軽作業化のための機械・施設や集出荷施設の整備を推進する。

施設野菜については、この地帯が施設野菜の主産地であることから、収益性向上のため温室等の整備を促進するとともに、省力・軽作業化のための機械施設の導入を推進する。

(キ) 畜産

酪農、肉用牛、養豚及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の

高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

カ 京築農業地帯

この地帯は、北九州市に近いという都市近郊の利点を活かすため、農業生産においては、野菜やいちじく等の作目を中心に高収益型農業を進める。また、米・麦についても品質及び生産性の向上を進める。したがって、今後の重点作目の生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は、次のとおりである。

(ア) 米・麦・大豆

排水条件が整備されたほ場を中心に麦作をとり入れ表裏作一体とした高性能機械体系による省力化と農作業の集約化を推進し、これに対応した施設の整備を進める。

(イ) 野菜

露地野菜については、特に栽培管理、集出荷用機械の導入により省力化を図るとともに、集出荷施設等の整備を図る。

施設野菜については、果菜類を主体に収益性向上のため温室等の整備促進を図る。また、都市近郊野菜、特に軟弱野菜については、北九州都市圏に新鮮な野菜の供給ができるよう施設化の推進等により生産振興を図る。

(ウ) 果樹

いちじく、ももの主産地であり、消費者に求められる果実の生産と優良品種の導入を図る。そこで、高品質果実の安定生産と省力化のため、機械・施設の導入を進めるとともに、集出荷貯蔵施設や園地基盤の整備等産地の条件整備を図る。

(エ) 花き

施設化を進めて、品質の向上及び生産安定を図る。

(オ) 畜産

酪農、肉用牛及び養鶏を中心に生産性の向上を図るための省力・省エネ型畜舎、家畜排せつ物の適正処理及び利用促進を図るための施設機械、畜産物の高付加価値化を図るための畜産物加工施設、飼料自給率の向上及びコスト低減のための飼料作物生産利用施設機械や、未利用資源飼料化施設などの整備を推進し、生産から流通に至るまでの過程で、施設、機械の近代化を図る。

(2) 広域整備の構想

ア 米・麦生産、流通施設

米・麦生産性の向上、品質の改善及び生産出荷の省力化を図るため、大規模乾燥施設等の機能向上を推進する。

イ 果実の集出荷施設

消費者ニーズの高い品質のよい均一な果実を安定的に供給するため、集出荷施設等の条件整備を行う。

ウ 野菜集出荷基施設

ニーズに対応した新鮮な野菜を安定的に供給するため、カラー選別選果機等を導入した集出荷施設等の整備を行う。

エ たい肥センター

家畜排せつ物の適正処理と堆きゅう肥の有効利用を推進するため、たい肥センター等の設置を進める。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ホ）

（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を確立する必要がある。

こうした農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、農業者の農業技術及び経営管理能力の向上、さらには新たに就農しようとする者に対する農業技術及び経営管理手法の習得等、農業経営の高度化や就農の促進を進めていく必要がある。

また、県民が農業・農村に対する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習における農業に関する学習の充実、農業体験の機会の充実を図られる施設の整備を進めていくことも必要である。

さらに、こうした多様な担い手やその家族が快適で安全な生活環境を享受できるように、保健福祉サービスの充実を関連する施策の推進により進めていく必要がある。

（2）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

農業を担うべき者の育成・確保のため、福岡県担い手・産地育成総合支援協議会の活動強化を図りながら、関係機関や生産者組織との連携により地域営農の推進を支援する。

普及指導センター等における高度な農業経営研修機能の強化を図るとともに、市町村との連携によって地域研修施設の整備促進を進め、経営管理能力向上に向けた支援体制の充実強化を図る。

県立農業大学校における専門的、実践的な教育の充実を図るとともに、地域での受け入れ体制や就農支援施設の整備を促進し、新規就農者の確保・定着化を進めるとともに、併せて児童・生徒の農業体験・学習等の充実により、就農候補者の底辺が拡大する環境の醸成を図るため、地域の特性に応じた農作業体験施設の整備を進める。

また、新規就農者の定住条件整備を図るため、市町村の実状に応じて居住施設が整備されるよう関係機関との連携を図る。

農村地域における医療サービスの確保や、保健福祉サービスの充実等、快適で安全な生活環境が享受できる体制の整備については、保健福祉に関する計画との連携を図る。

（3）農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

地域の核となる企業・先進的経営体の育成を図るため、地域農業の担い手として明確化された認定農業者など意欲的な農業経営者に対し、総合的・重点的支援を行うとともに、経営の高度化や法人化の促進を図る。

また、農業経営参画の促進や多彩な農産加工の推進等による女性農業者の育成や高齢農業者の豊富な技術や知識を発揮できる場づくり等の活動を通じて、農村地域にお

ける多様な担い手の育成を図る。さらに、研修等により、農村女性リーダーの育成・資質の向上を図る。

新規就農者に対しては、就農相談から経営開始までの体験研修、技術・経営研修、農地確保、資金調達、施設取得等についての総合的な就農支援のシステム化を図る。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項 (法第4条第2項第3号へ)

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県における兼業農家の農外就労の状況をみると、会社勤務等の安定的兼業農家が増加し、出稼ぎ、臨時雇用等不安定兼業農家は減少しているが、なお相当数の不安定兼業農家が残されている。

このため、農業生産基盤整備事業等の計画的、総合的な推進等を通じ、農作業の集約化と有効利用を進め、認定農業者等の育成を図るとともに、地元における安定的な就業の場を確保し不安定兼業農家の解消を図る。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1)の目標を踏まえ、次のとおり農村地域における就業機会の確保を図る。

ア 農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)等に基づき計画的な企業誘致を図るとともに、地域特産物を利用した農産物加工販売施設や地域資源を活かした観光農園の設置及び地場産業の振興による地域内雇用を促進し、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

なお、企業誘致等にあたっては、優良農用地の確保に留意しつつ農用地利用計画との整合に留意する。

イ 農業以外の産業への就業を希望する農業従事者については、地元における安定就業の促進及び若年層の地元定着化を重点に推進する。このため、職業能力の向上を図るとともに、地域の産業・雇用に関する情報を企業、農業従事者等に提供するよう努めるなど、きめ細やかな職業相談等の実施により就業を促進する。

7 農業構造の改善を図ることを目的とするとして農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項(法第4条第2項第3号ト)

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村部では、高齢化の進行あるいは混住化などによって、従来農村地域がもっていた農地・水路等の地域資源の維持管理機能やコミュニティ機能の低下がみられる。

一方、近年における農村の生活様式は、所得水準の向上をはじめ、都市化や情報社会の進展等により、高度化、多様化しているが、生活環境施設の整備の面では都市部に比べると未だ立ち遅れている。

このような状況下、農村が将来にわたり農業生産の場として発展し、また、生活の場として安定した日常生活を送ることができるようにするためには、農業生産面だけではなく生活環境や自然環境等の面を含めて総合的な居住空間として一体的な整備を図る必要がある。

(2) 生活環境施設の整備の構想

計画の対象とする施設は、整備の緊急度の高いものとし、規模、位置については利用見込み人口を加味し、類似施設との機能分担を明らかにしたうえで、適切かつ効率的な利用を図るものとする。

施設の整備に当たっては、非農家を含む農村地域住民の自主性と創意や、地域の特色及び景観に配慮しながら、集会施設、農村公園、農村広場等の生活環境施設の整備を進め、意欲ある中核農家と兼業農家等との間の連帯感の醸成を図るとともに、併せて地域における定住条件の整備及び農業後継者の確保にも資するものとなるよう努める。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成23年3月30日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部200号の項中「同市津田町5159番3先」を「飯塚市片島2丁目5番2先」に改め、同部202号の項中

「福岡市南区向新町2丁目796番2から同区向新町2丁目908番まで」

を

「福岡市南区向新町2丁目796番2から同区向新町2丁目908番まで」

に改め、同部208号の項中

福岡市西区今宿町字高田267番1から糸島市波多江字馬渡301番1まで

「大牟田市岬町1番16から柳川市大和町栄字東浦田1487番1まで」

を

「大牟田市岬町1番16から柳川市大和町栄字東浦田1487番1まで」

に改め、同部210号の項中

柳川市東蒲池字榎町21番1から大川市大字三丸字深町1037番1まで

「久留米市東櫛原町字太田2854番2からうきは市浮羽町三春字間取609番1先の福岡県と大分県との境界まで」

うきは市浮羽町三春字霧ノ下ノ486番2先の福岡県と大分県との境界から同市浮羽町三春字東虹峠6番15先の福岡県と大分県との境界まで

を

うきは市吉井町鷹取字黒原96番3から同市浮羽町山北字尾上607番1まで

「久留米市田主丸町常盤字正ノ前237番2からうきは市浮羽町山北字尾上607番1まで」

久留米市東櫛原町字太田2854番2からうきは市浮羽町三春字間取609番1先の福岡県と大分県との境界まで

に改め、同部264号の項中

うきは市浮羽町三春字霧ノ下ノ486番2先の福岡県と大分県との境界から同市浮羽町三春字東虹峠6番15先の福岡県と大分県との境界まで

「久留米市大石町507番26先の福岡県と佐賀県との境界から同市大石町507番26先まで」

を

「久留米市大石町507番26先の福岡県と佐賀県との境界から同市大石町507番26先まで」

に改め、同部322号の項中

久留米市中央町11番12先から同市日吉町15番52先まで

「久留米市東合川7丁目12番28先から同市東合川5丁目6番34先まで」

を

「久留米市東合川7丁目12番28先から同市東合川5丁目6番34先まで」

に改め、同表県道の部城野砂津線

田川市平松町3170番235先から同市平松町2035番68先まで

の項中「北九州市小倉北区神岳2丁目7番12地先」を「北九州市小倉北区三郎丸1丁目25番1地先」に改め、同部大蔵到津線の項の次に次のように加える。

中間引野線	北九州市八幡西区永犬丸西町4丁目1050番7から同区里中3丁目29番地先まで
	中間市中間2丁目6683番17先から同市蓮花寺2丁目4933番13先まで

別表第1 県道の部筑紫野古賀線の項の次に次のように加える。

福岡東環状線	福岡市博多区浦田2丁目211番21地先から同区月隈5丁目518番1地先まで
	糟屋郡志免町志免中央2丁目561番1先から同町志免中央3丁目1135番1先まで
	糟屋郡志免町南里1丁目7番1先から同町桜丘1丁目1番1先まで

別表第1 県道の部中

山田中原福岡線	福岡市博多区博多駅南5丁目110番1地先から同区博多駅南3丁目355地先まで
---------	----------------------------------------

を

山田中原福岡線	福岡市博多区博多駅南5丁目110番1地先から同区博多駅南3丁目355地先まで
	筑紫郡那珂川町今光3丁目10番先から同町今光1丁目66番先まで

に改め、同部江口長門石江

島線の項の次に次のように加える。

殖木入地甘木線	久留米市田主丸町殖木354番3先から同市田主丸町常盤237番5先まで
---------	------------------------------------

別表第1 県道の部蜷川草野線の項の次に次のように加える。

藤山国分一丁田線	久留米市国分町1444・1446番合併2先から同市諏訪野町1636番1先まで
----------	----------------------------------------

別表第1 県道の部安武本国分線の項の次に次のよう加える。

直方芦屋線	直方市新町1丁目474番15先から遠賀郡遠賀町大字島津3168番6先まで
-------	--------------------------------------

別表第1 県道の部直方宗像線の項の次に次のように加える。

中間宮田線	直方市大字植木37番3先から宮若市龍徳1620番1先まで
	中間市中間2丁目4014番4先から同市大字垣生96番13先まで

別表第1 県道の部田川直方線の項の次に次のように加える。

柳川筑後線	柳川市東蒲池29番1先から同市三橋町柳河148番2先まで
-------	------------------------------

別表第1 県道の部水田大川線の項中

柳川市西蒲池1396番11先から大川市大字北古賀3番2先まで

を

柳川市西蒲池1396番11先から大川市大字北古賀3番2先まで
大川市大字三丸800番1先から同市大字三丸1031番2先まで

に改め、同部谷垣徳増線の項中「

谷垣徳増線」を「谷垣徳益線」に、「大和町徳増」を「大和町徳益」に改め、同項の次に次のように加える。

徳益蒲船津線	柳川市大和町徳益26番3先から同市三橋町柳河153番6先まで
--------	--------------------------------

別表第1 県道の部直方芦屋線の項を削り、同部中

山田中原福岡線	筑紫郡那珂川町今光3丁目10番先から同町今光1丁目66番先まで
---------	---------------------------------

を

瑞梅寺池田線	糸島市波多江637番3先から同市波多江駅北1丁目717番2先まで
--------	----------------------------------

に改め、同部福岡東環状線

の項を次のように改める。

志免須恵線	糟屋郡志免町志免中央1丁目686番4先から同郡須恵町大字須恵511番11先まで
山田新宮線	糟屋郡新宮町大字三代826番3先から同町下府2丁目536番2先まで

別表第1 県道の部福岡太宰府線の項中「同郡志免町大字南里193番5先」を「同郡志免町志免中央1丁目622番1先」に改め、同部岡垣遠賀線の項中「遠賀郡遠賀町大字今古賀509番1先」を「遠賀郡岡垣町大字戸切332番2先」に、「同町」を「同郡遠賀町」に改め、同表市道の部福岡高速2号線の項の次に次のように加える。

福岡高速3号線	福岡市博多区東光2丁目32番地先から同区豊2丁目150番1地先まで
---------	-----------------------------------

別表第1 市道の部福岡高速5号線の項中「同市南区向新町1丁目572番地先」を「同市西区福重2丁目463番1地先」に改め、同部熊本大島1号線の項の次に次のように加える。

三萩野三郎丸1号線	北九州市小倉北区三萩野1丁目1番2地先から同区三郎丸3丁目8番2地先まで
-----------	--------------------------------------

別表第1 市道の部前田東浜町1号線の項の次に次のように加える。

尾倉27号線	北九州市八幡東区東田1丁目6番112地先から同区東田1丁目4番101地先まで
--------	----------------------------------------

別表第1 市道の部枝光39号線の項の次に次のように加える。

東田前田2号線	北九州市八幡東区東田2丁目2番124から同区東田1丁目3番119まで
---------	------------------------------------

別表第1 市道の部割子川1号線の項の次に次のように加える。

則松188号線	北九州市八幡西区則松6丁目686番15地先から同区則松4丁目1772番3地先まで
永犬丸48号線	北九州市八幡西区永犬丸4丁目5番101地先から同区八枝5丁目1番101地先まで
永犬丸60号線	北九州市八幡西区則松7丁目18番103地先から同区則松7丁目1番115地先まで
永犬丸67号線	北九州市八幡西区八枝4丁目3番109地先から同区八枝2丁目4番101地先まで
永犬丸78号線	北九州市八幡西区八枝3丁目13番101地先から同区八枝5丁目4番101地先まで
永犬丸108号線	北九州市八幡西区里中3丁目29番地先から同区永犬丸5丁目3番1地先まで

別表第1 市道の部東新町2丁目瓦町線の項の次に次のように加える。

通町1丁目健老町線	大牟田市明治町3丁目4番7地先から同市健老町423番7地先まで
新開町1号線	大牟田市新開町2番78地先から同市新開町3番67地先まで
健老町14号線	大牟田市健老町425番2地先から同市健老町426番7地先まで 大牟田市健老町503番1地先から同市健老町443番地先まで

別表第1 市道の部城南日吉A2号線の項の次に次のように加える。

中央A3号線	久留米市中央町1番7地先から同市中央町10番19地先まで
--------	------------------------------

別表第1 市道の部津福今白口C935号線の項の次に次のように加える。

野中国分E5号線	久留米市国分町1326番5地先から同市国分町1445番1地先まで
----------	----------------------------------

別表第1 市道の部中泉105号線の項の次に次のように加える。

目尾・久保白線	飯塚市幸袋801番先から同市川津365番1先まで
青葉中央通り線	田川市中央町3182番3先から同市大字伊田4861番3先まで
大和枝光線	柳川市東蒲池24番地1から同市東蒲池68番地4まで

別表第1市道の部五楽4号線の項の次に次のように加える。

御館・通谷線	中間市蓮花寺2丁目4647番1地先から同市蓮花寺2丁目599番7地先まで
--------	--------------------------------------

別表第1市道の部有木団地4号線の項の次に次のように加える。

馬場口・大町線	朝倉市甘木677番26地先から同市甘木393番2地先まで
黒崎開5号線	みやま市高田町黒崎開字御手作969番4先から同市高田町黒崎開字三十丁2104番2先まで

別表第1町道の部早見～若草線の項の次に次のように加える。

上須恵～平原線	糟屋郡須恵町大字須恵527番17先から同町大字植木1120番2先まで
---------	------------------------------------

第2条 福岡県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部202号の項中

福岡市博多区井相田1丁目1番20から同区西月隈4丁目528番2まで	を
福岡市南区向新町2丁目796番2から同区向新町2丁目908番まで	
福岡市博多区西月隈4丁目957番4から同市西区拾六町1丁目44番1まで	に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年5月2日から施行する。

福岡県公安委員会告示第79号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成23年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成23年3月30日

福岡県公安委員会

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
大 崎 信 昭	092 - 734 - 0110 中央警察署 (少年係)	中央警察署の管轄区域
内 林 美 恵 子		
佐 藤 隆 昭		
林 和 子		
坂 本 秀 代		
後 藤 和 範		
井 上 鴻 一		
舌 間 建 喜		
梅 月 智 子		
赤 荻 博 司		
満 生 博 文	092 - 412 - 0110 博多警察署 (少年係)	博多警察署の管轄区域
安 武 重 次 郎		
松 村 秀 豊		
片 岡 良 二		
笹 山 守 人		
迫 野 譲 二		
中 村 康 三		

貞 閑 秀 男	092 - 643 - 0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
福 山 和 代		
田 中 満		
梅 津 信 幸		
早 川 哲 也		
大 崎 昭 彦		
萩 尾 武 士		
渡 辺 武 志		
森 本 多 津 秋		
井 手 英 一		
中 山 雅 雄	092 - 542 - 0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
勝 野 隆 恵		
重 松 悦 子		
鶴 田 満 徳		
堀 江 伸 子		
内 野 富 美 子		
矢 野 幸 子		
櫻 本 幸 好		
平 木 幸 子	092 - 847 - 0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
後 藤 武 司		
緒 方 健 二		
田 崎 敏		
吉 村 雄 二	092 - 805 - 6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
富 山 孝 昭		
小 野 眞 利		
中 村 幸 雄		
早 船 達 智		

森 實 二 夫	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
結 城 満 義	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
平 野 健 蔵		
木 村 文 夫		
関 泰 弘		
古 屋 光 男	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
吉 田 前		
永 里 芳 也	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
飯 田 昭 雄		
中 原 茂 利		
緒 方 弘 治	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
永 尾 元 彦		
山 下 邦 弘		
吉 村 義 隆		
村 田 忠 照		
水 岩 敏 昭		
杉 信 市		
松 永 忠 義		
丸 山 智 明		
永 田 義 則		
比 嘉 光 雄		
吉 野 裕 晴	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
和 智 岡 子		
矢 野 了		
濱 田 俊 史		
林 利 治		
宮 地 久 男		

古野 智 慎	093 - 662 - 0110	八幡東警察署の管轄区域
坂本 義 徳	八幡東警察署 (少年係)	
古賀 哲 雄		
梶原 茂 義	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
松浦 克 巳		
木村 幸 男		
波多野 直 之		
木村 嘉 穂		
塚本 喬	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
遠藤 辰 信		
讃井 俊 文		
手代木 勇 一		
濱小路 兼 生	092 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
山下 康 子		
仲山 千工子		
作間 忠 孝		
坂本 三 夫		
菊池 茂 樹	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
原田 修		
宗雪 修		
山口 三 男	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
河村 勝 美		
杉元 忍		
清水 信 之		
三宅 昭	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
榎 信 義		
増田 哲 人		
井上 豊 治		

片桐 明 治	0948 - 21 - 0110	飯塚警察署の管轄区域
古賀 利 広	飯塚警察署 (少年係)	
尾木 義 明		
田坂 勝 信	0948 - 57 - 0110 嘉麻警察署 (少年課)	嘉麻警察署の管轄区域
埜岡 昌 秀	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
山本 岩 視		
入船 清	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
徳野 康 博		
吉田 信 宏		
重藤 将 宏		
福田 秀 人	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
角 正 司		
淵上 憲士郎		
服部 昌 子		
田中 幹 雄		
前岡 義 人		
大谷 哲 也		
熊丸 雅 裕		
野瀬 利 宗		
谷川 侯 司	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
高鍋 伸 彦		
山口 龍 二	0944 - 74 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
原田 美 治		
木下 一 徳		
坂梨 博 行		
木下 幹 雄		
藤原 優 子		

斉藤 敏博	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
吉岡 靖高		
末藤 勝士		
田中 一枝		

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第2号

筑後川水系、矢部川水系、今川水系及び祓川水系をブルーギルの駆除推進水域に指定し、これらの水域において次の取組を行う。

平成23年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 取組内容

漁業者による駆除活動及び地域と連携した駆除活動の実施

2 取組期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成23年3月30日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りでない。

- 県内外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたコイ
- コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場等で養殖又は飼育されたコイ
- PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイヘルペ

スウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ

2 指示の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2009回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 名 称 第2009回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 発売総額及び通数 800,000,000円
10万通 40組
- 証 票 金 額 1枚 200円
- 発 売 期 間 平成23年4月1日から
平成23年4月12日まで
- 抽 せ ん 日 平成23年4月14日
- 当せん金支払開始日 平成23年4月19日
- 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	100,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	5,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	39本

2	等	20,000,000円	2本
3	等	10,000,000円	4本
4	等	100,000円	40本
5	等	10,000円	4,000本
6	等	1,000円	40,000本
7	等	200円	400,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2010回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2010回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成23年4月13日から
平成23年4月26日まで

6 抽せん日 平成23年4月28日

7 当せん金支払開始日 平成23年5月6日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	2本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	600本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2011回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2011回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年4月13日から
平成23年4月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年4月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	24本
2等	50,000円	102本
3等	10,000円	204本
4等	5,000円	30,000本
5等	500円	70,836本
6等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2012回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第2012回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年4月27日から
平成23年5月10日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年4月27日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	200,000円	36本
2等	30,000円	360本
3等	10,000円	15,000本
4等	500円	73,080本
5等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2013回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2013回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚100円
- 5 発 売 期 間 平成23年5月2日から
平成23年5月17日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年5月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年5月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	3,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2014回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2014回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成23年6月1日から
平成23年6月14日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年6月16日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年6月21日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	7,770,000円	3本
2 等	100,000円	75本
3 等	10,000円	2,500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2015回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第2015回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成23年6月1日から
平成23年6月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年6月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	9本
2 等	50,000円	75本
3 等	10,000円	450本

4 等	5,000円	30,000本
5 等	500円	74,520本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2016回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第2016回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成23年6月15日から
平成23年6月28日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年6月30日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年7月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	29本
2 等	1,000,000円	2本
3 等	100,000円	30本
4 等	30,000円	300本
5 等	5,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2017回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第2017回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円

10万通 45組

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成23年6月22日から
平成23年7月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成23年7月12日
- 7 当せん金支払開始日 平成23年7月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	10,000,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	88本
2 等	10,000,000円	4本
3 等	1,000,000円	45本
4 等	50,000円	450本
5 等	10,000円	4,500本
6 等	1,000円	45,000本
7 等	200円	450,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2018回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2018回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成23年6月29日から
平成23年7月12日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成23年6月29日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	21本
2等	10,000円	1,500本
3等	5,000円	30,000本
4等	500円	58,170本
5等	200円	300,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2019回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成23年7月13日から
平成23年8月2日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 264,690,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 53,909,730円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 36,600,000円
- 8 受託申請期限 平成23年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第2020回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円

	1組10万通 30組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成23年7月27から 平成23年8月9日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 127,450,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,687,595円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 14,850,000円
8 受 託 申 請 期 限	平成23年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称	第2021回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	700,000,000円 1組10万通 35組
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	平成23年8月17日から 平成23年8月30日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 308,400,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 60,883,095円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 26,600,000円

8 受 託 申 請 期 限 平成23年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

1 名 称	第2022回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	平成23年8月24日から 平成23年9月6日まで
5 当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 127,450,000円
6 売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,688,645円
7 そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 14,850,000円
8 受 託 申 請 期 限	平成23年4月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2023回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成23年8月31日から
平成23年9月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,490,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,209,265円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 42,700,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年4月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第2024回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成23年9月14日から |

平成23年9月27日まで

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 127,450,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,685,495円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 14,850,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年4月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成23年3月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第2025回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成23年9月14日から
平成23年9月27日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,630,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,098,280円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 42,700,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成23年4月13日 |